公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス県大レストラン業務について、提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和８年１１月１６日

公立大学法人福井県立大学
理事長　　窪田 裕行

１　業務委託内容

（１）業務名

公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス県大レストラン業務

（２）契約期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までの３年間とする。

ただし、契約終了日の６か月前までに本学、受託者双方から申し出のない時はこの契約は１年間自動的に延長されるものとする。以降も同様とする。

（３）業務内容

公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス県大レストラン業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

２ 提案書を提出する者に必要な資格

提案書を提出することができる者（以下、「参加者」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者でないこと。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（３）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ　役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（４）政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でないこと。

（５）飲食業の運営に必要な許可・免許等（食品衛生責任者等）を有する者であること。

（６）過去１０年以内に利用対象者１５０名以上の学生食堂、学校給食、社員食堂等の業務運営または業務に携わった実績を有すること。

３　実施要領の交付等に関する事項

（１）実施要領の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこのプロポーザルに関する問合せ先

〒９１０－１１９５
福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島４－１－１
公立大学法人福井県立大学財務課
電話　０７７６－６１－６０００

（２）実施要領は上記のほか、本学ホームページで公開する。

４　資格の確認に関する事項

（１）提案書の提出を希望する者は、所定の参加申込書に必要書類を添えて資格の確認の申請をしなければならない。

（２）参加申込書の提出期限

令和８年１１月２５日（水）１６時

（３）参加申込書の提出方法

持参または郵送によること。郵送の場合は提出期限までに到着すること。

（４）参加申込書の提出先

３（１）に同じ。

５　審査会の実施に関する事項

（１）日時

令和８年１２月１１日（金）１０時

（２）場所

公立大学法人福井県立大学　本部棟３階　大会議室

６　受託予定者の選定に関する事項

５の審査会の審査において、最も優れた提案を行ったと認められたものを受託予定者とする。

７　その他

（１）提案資格の喪失

実施要領による。

（２）契約書作成の可否

要

（３）暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア　受託者は、福井県暴力団排除条例（平成２２年福井県条例第３１号）第５条第２項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ　アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。

（４）この公告に掲げるもののほか、この提案書の提出に関し必要な事項は、実施要領による。